

令和2年度検察官特別考試口述試験実施要領

1 試験の日時

月 日	1		2	
	時 間	科 目	時 間	科 目
10月1日 (木)	(集合午前10:30) 自 午前11:00 至 [REDACTED]	憲 法	(集合午後 1:10) 自 午後 1:30 至 [REDACTED]	刑 法
10月2日 (金)	(集合午前10:30) 自 午前11:00 至 [REDACTED]	刑事訴訟法	(集合午後 1:00) 自 午後 1:30 至 [REDACTED]	検察の実務

2 試験の場所

試験室
受験者控室
設例検討室

[REDACTED]
[REDACTED] ※2日(金)の「検察の実務」でのみ使用

(時刻等)

(実施要領)

10月1日(木)

[REDACTED]

[REDACTED]

10:30

受験者到着

[REDACTED]

- 1 本日の口述試験は、午前11時から「憲法」、午後1時30分から「刑法」の順に実施いたします。これから「憲法」の試験終了まで携帯電話の使用は禁止しますので、必ず電源を切っておいてください。今後も控室入室から試験終了までの間は、必ず電源を切っておいてください。ただし、昼休みは使用可とします。
- 2 試験室は、法務省[REDACTED]のフロアにある[REDACTED]です。試験室までは係員が御案内します。
- 3 次に、受験方法について説明いたします。
 - (1) この後、係員の案内で、試験室前に設けられた待機席に移動していただきます。
 - (2) 待機席へ移動する際は、手荷物を全て持参して移動し、試験室へ入室する際は、手荷物を全て待機席に置いて入室してください。
 - (3) 試験室から入室許可のベルが鳴りましたら係員が指示しますので、ドアをノックし、試験室に入室してください。試験室においては、受験者席に透明のパーティションを設置していますので、着席したらマスクを外してください。試験中もマスクの着用を希望される場合は、待機席へ御案内する際に、係員に申し出てください。
 - (4) 入室したら試験官に対し、机に貼付してあります口述試験の受験番号のみを告げてください。くれぐれも所属庁、氏名等は名乗らないよう注意してください。
 - (5) 試験室内には、六法全書(有斐閣発行)が準備してあります。
 - (6) 試験終了後は、適宜解散していただいて結構ですが、[REDACTED]フロアにはとどまらないようにしてください。
- 4 午後1時に実施される「刑法」は、午後1時30分から行いますので、午後1時10分までに当室に入室願います。
- 5 当室で参考書等の資料を閲覧することは差し支えありません。また、昼休みも当室で食事等をとっていただいても構いません。

- 6 トイレ等，昼休み以外で当室から出入りする場合は，係員にお声掛けください。
- 7 午前の試験終了から次の試験が始まるまでの間，当室を開放するので適宜利用していただいで結構です。なお，係の者は不在になりますが，何か御不明な点等ございましたら，電話にてお知らせください。内線番号は入口に表示してあります。
- 8 明日も午前10時30分までに，当室にお越しください。午前11時から「刑事訴訟法」，午後1時30分から「検察の実務」の試験を実施する予定です。

11:00

「憲法」試験開始

「憲法」試験終了

13:10

受験者到着

- 1 入室方法等については，午前中と同様です。入室後，受験番号のみを告げ，くれぐれも所属庁，氏名等は名乗らないよう御注意願います。
- 2 試験が終了しましたら，そのまま退庁されて結構です。なお，明日の集合時間は午前10時30分です。

13:30

「刑法」試験開始

「刑法」試験終了

【1日目終了】

10月2日(金)

10:30

受験者到着

- 1 本日の口述試験は、午前10時30分から「刑事訴訟法」、午後1時30分から「検察の実務」の順に実施いたします。
- 2 試験室は、昨日と同様、法務省フロアにあるです。本日も試験室までは係員が御案内します。
- 3 次に、受験方法について改めて説明いたします。
 - (1) この後、係員の案内で、試験室前に設けられた待機席に移動していただきます。
 - (2) 待機席へ移動する際は、手荷物を全て持参して移動し、試験室へ入室する際は、手荷物を全て待機席に置いて入室してください。
 - (3) 試験室から入室許可のベルが鳴りましたら係員が指示しますので、ドアをノックし、試験室に入室してください。試験室においては、受験者席に透明のパーティションを設置していますので、着席したらマスクを外してください。試験中もマスクの着用を希望される場合は、待機席へ御案内する際に、係員に申し出てください。
 - (4) 入室したら試験官に対し、受験番号のみを教えてください。くれぐれも所属庁・氏名等は名乗らないよう注意してください。
 - (5) 試験室内には、六法全書(有斐閣発行)が準備してあります。
 - (6) 試験終了後は、適宜解散していただいて結構ですが、フロアにはとどまらないようにしてください。
- 4 午後実施される「検察の実務」は、午後1時30分から行われますが、事前に設例検討をしていただきますので、午後1時までには当室に入室願います。
- 5 当室で参考書等の資料を閲覧することは差し支えありません。また、昼休みも当室で食事等をとっていただいても構いません。
- 6 トイレ等、昼休み以外で当室から出入りする場合は、係員にお声掛けください。
- 7 午前の試験終了時から次の試験が始まるまでの間、当室を開放するので適宜利用していただいて結構です。なお、係の者は不在になりますが、何か御不明な点等ございましたら、電話にてお知らせください。内線番号は入口に表示してあります。

11:00

「刑事訴訟法」試験開始

「刑事訴訟法」試験終了

13:00

受験者集合

- 1 試験室への入室方法等については、午前中と同様です。入室後、受験番号のみを告げ、くれぐれも所属庁、氏名等は名乗らないよう御注意願います。
- 2 次に「検察の実務」の試験方法について説明いたします。
 - (1) これから行われます「検察の実務」の試験に際しては、事前に [] のフロアにある試験室とは別の設例検討室で「設例」を20分間検討した上で、試験室へ移動することになります。
 - (2) 設例検討室までは、係員が御案内します。
 - (3) 設例検討室入室時から試験終了までは、参考書等の使用は出来ません。
 - (4) 検討していただく設例は筆記試験の際の模擬事件記録とは異なるものです。
 - (5) 設例内容に対する質問には、一切お答えしません。
 - (6) 設例検討の際には、設例のほか六法全書（有斐閣発行）を閲覧できます。
 - (7) 設例を検討する際、設例用紙にマーカーやアンダーライン等の書き込みなどをされても構いませんが、設例用紙を持ち出すことはできません。
 - (8) 20分が経過した時点で設例検討を終了し、係員の案内で試験室前の待機席へ移動します。移動の際は、手荷物を全て持って移動してください。
 - (9) 設例と六法全書（有斐閣発行）は、試験室の受験者席に準備してあります。
- 3 「検察の実務」の試験が終了しましたら、全口述試験科目が終了となりますので、そのまま帰宅していただいて結構です。
- 4 それでは最後に、最終合格発表についてお知らせいたします。今年度の検察官特別考試の最終合格発表は、10月22日（木）を予定しております。

13:30

「検察の実務」試験開始

「検察の実務」試験終了

【全日程終了】